

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が指定する資格又は免許(以下「資格等」という。)を取得した求職者に取得費用の一部を助成することにより就業を支援することを目的とし、助成金の交付について、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 公共職業安定所(ハローワーク)その他の職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第1項に規定する職業紹介を行う者(以下「ハローワーク等」という。)で求職登録をし、求職活動を行っている者
- (3) 過去に同一の資格等に関して当制度を利用して助成金を受給していない者
- (4) 別表第1に定める取得希望資格又は免許ごとの認定条件を満たす者

(受講場所)

第3条 受講場所は原則として県内の訓練施設等とする。

(助成金の額)

第4条 別表第2に定める資格等を取得した場合、取得に係る経費に対し、予算の範囲内において一定の助成金を支給する。助成金の額は、同表に記載のとおりとする。

(助成金の交付決定)

第5条 助成金の支給を受けようとする者(以下「受給申請者」という。)は、講習の受講前に四日市市求職者資格取得助成金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に別表第3に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、四日市市求職者資格取得助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の変更)

第6条 助成金の交付決定後において、申請内容に変更が生じた場合は、四日市市求職者資格取得助成金変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、四日市市求職者資格取得助成金変更承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(助成金の中止等)

第7条 助成金の交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この助成の対象外とする。

- (1) 受講を中止、又は終了できなかった場合。
- (2) 資格を取得するまでに就職し、又は就職が内定した場合。
- (3) 申請者本人以外の者が講習にかかる費用を支払った場合。
- (4) 交付決定があった年度内に資格等が取得できなかった場合。

2 前項の規定に該当する場合は、すみやかに四日市市求職者資格取得助成金中止届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告及び額の確定)

第8条 交付決定した資格等を取得した者は、取得後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、四日市市求職者資格取得助成金実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に別表第3に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、実績報告書を受領し、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第9条 受給申請者は、四日市市求職者資格取得助成金交付請求書(第7号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 助成金の支給は、受給申請者の本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付金の返還)

第10条 市長は、受給申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、助成金の交付決定を取り消し、その返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の請求その他不正な行為により助成金の支給を受けたとき。

(補助金の評価)

第11条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定

のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第182号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | |
|---|--------|----|
| (押印の省略) | | |
| 第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。 | | |
| 要綱名 | 手続又は様式 | 備考 |
| (略) | | |
| 四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱(平成15年四日市市告示第312号) | (略) | |
| 四日市市研究開発マッチング | (略) | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| セミナー支援事業補助金交付要綱（平成21年四日市市告示第489号） | |
| （略） | |

| 改正前 | | |
|---|-----------------------------------|---|
| （押印の省略） | | |
| 第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。 | | |
| 要綱名 | 手続又は様式 | 備考 |
| （略） | | |
| 四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱（平成15年四日市市告示第312号） | （略） | |
| <u>四日市市求職者資格取得助成金交付要綱（平成21年四日市市告示第286号）</u> | <u>第1号様式、第3号様式、第5号様式から第7号様式まで</u> | <u>第7号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u> |
| 四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱（平成21年四日市市告示第489号） | （略） | |
| （略） | | |

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和7年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)取得希望資格・免許ごとの認定条件

| 取得希望資格・免許 | 必要免許 | 運転経歴 | 年齢 |
|---------------------|------|-------|--------|
| フォークリフト運転技能者講習修了資格 | 特になし | 特になし | 満18歳以上 |
| 玉掛け技能講習修了資格 | 特になし | 特になし | 満18歳以上 |
| 小型移動式クレーン運転技能講習修了資格 | 特になし | 特になし | 満18歳以上 |
| 介護職員初任者研修課程 | 特になし | ----- | 特になし |

別表第2(第4条関係)助成対象資格・免許と支給額

| 対象資格・免許 | 助成額 | 上限額 |
|---------------------|------------------|-----|
| フォークリフト運転技能者講習修了資格 | 受講料のうち自己負担額の2分の1 | 2万円 |
| 玉掛け技能講習修了資格 | 受講料のうち自己負担額の2分の1 | 2万円 |
| 小型移動式クレーン運転技能講習修了資格 | 受講料のうち自己負担額の2分の1 | 2万円 |
| 介護職員初任者研修課程 | 受講料のうち自己負担額の2分の1 | 4万円 |

※ 助成額は円未満切捨て

※ 自己負担額とは、受講料から当該受講料について国又は県など他の公共団体から受けることができる助成金の額を除いた額をいう

別表第3(第5条・第8条関係)必要書類

| 申請書 | 添付書類 |
|--------------|---|
| 交付申請書(第1号様式) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書(第1号様式続紙) ・ 住所、年齢が証明できるものの写し(運転免許証、健康保険証等) ・ ハローワークカード若しくは雇用保険受給資格者証の写し又はハローワーク就職活動記録証明願その他求職活動を証明するもの |
| 実績報告書(第6号様式) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写し ・ 受講費用に係る領収書の写し |

四日市市求職者資格取得助成金交付申請書

四日市市長

申請者

住所 〒
.....
.....

ふりがな

名前

電話番号 (.....) -

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第5条の規定に基づき、求職者資格取得助成金の支給を受けたいので、下記のように申請します。

記

1 取得を希望する資格・免許名

2 講座実施機関名

3 受講予定期間年 月 から年 月 までの間

4 自己負担経費

受講にかかる費用円 ①

(実施機関に問い合わせ、取得に必要となる費用をご記入ください)

国・県等からの助成等予定

なし・ あり (名称)

(助成予定金額)円 ②

自己負担額 ①-②円

◆添付書類

(1) 申告書

(2) 住所、年齢が証明できるものの写し（運転免許証、健康保険証等）

(3) 雇用保険受給資格者証の写し（表裏両面）若しくはハローワークカードの写し（※）、
又はその他求職活動を証明するもの

※ 3ヶ月以上前の日付が記載されたハローワークカードをお持ちの場合は、別添の「ハローワーク就職活動証明願」により証明を受け、その原本を提出ください。

申告書

下記の「利用条件」を満たしている場合は、チェック欄に「レ」を記入してください。

| 利用条件 | チェック |
|---|------|
| ①私は、四日市市内に在住している。 | |
| ②私は、ハローワーク等（※）に求職登録をし、求職活動を行っている。 （失業中である。） | |
| ③私は、過去に当該制度を利用して助成金を受給していない。ただし、資格の種類が異なる場合はこの限りでない | |
| ④私は、取得を希望する資格・免許に関する講習の受講を開始していない。 | |
| ⑤私は、取得した資格を活かして就職する意思がある。 | |

※ ハローワーク又はその他の職業安定法第4条第1項に規定する職業紹介を行う者

また、下記の「確認事項」に該当または同意する場合は、チェック欄に「レ」を記入してください。

| 確認事項 | チェック |
|---|------|
| ①助成の認定を受けた後はただちに資格・免許を取得できる状況である。 （現在、体調・金銭面等で受講に支障がない状態である） | |
| ②申請・請求内容に疑義が生じた場合、市は申請書・請求書・添付書類の記載内容につき、関係機関（ハローワーク・講座実施機関等）に申請者の個人情報照会することがあるが、これに同意する。 | |
| ③申請書に虚偽の内容があった場合は、交付決定は無効となることに同意する。 | |
| ④助成金の受給後に虚偽の内容が明らかになった場合は、受給した助成金を返還し、加算金を納付する。 | |

上記の事項に相違ありません。また、四日市市求職者資格取得助成金交付要綱を理解したうえで助成金の交付を申請します。

年 月 日

署名 _____

ハローワーク就職活動記録証明願

年 月 日

公共職業安定所 様

住 所

ふりがな
名 前

電話番号 () -

下記の事項について証明をお願いいたします。

記

1 求職申込年月日 年 月 日

2 求職活動内容等

| 来所日 | 相談の事項（該当する項目に○印） |
|-------|------------------|
| 年 月 日 | 職業相談 ・ 職業紹介 |
| 年 月 日 | 職業相談 ・ 職業紹介 |
| 年 月 日 | 職業相談 ・ 職業紹介 |
| 年 月 日 | 職業相談 ・ 職業紹介 |
| 年 月 日 | 職業相談 ・ 職業紹介 |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長

印

住 所 〒

.....

.....

ふりがな

名 前

四日市市求職者資格取得助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市求職者資格取得助成金
については、四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第5条に基づき、下記の通り
決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 取得を希望する資格・免許名
- 3 講座実施機関名
- 4 受講予定期間年 月 から年 月の間
- 5 条 件
 - (1) 交付決定があった年度内に資格等を取得すること。
 - (2) 資格等取得後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写しと、受講にかかる領収書（申請者本人が支払ったものに限る）の写しを添え提出すること。
 - (3) 受講の開始前に就職し、又は就職が内定した場合は、早急に連絡すること。

四日市市求職者資格取得助成金変更承認申請書

四日市市長

申請者

住所 〒.....

ふりがな

名前

電話番号 (.....) -

年 月 日付け 第 号— で交付決定を受けた助成については、変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更を希望する資格・免許名

2 変更内容

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

3 変更理由

.....

住 所 〒.....

.....

.....

ふりがな

名 前

四日市市求職者資格取得助成金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市求職者資格取得助成金については、四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第6条に基づき、下記の通り 変更を承認したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 承認の対象は、年 月 日付けで提出された変更承認申請書の記載内容のとおりとする。

2 条 件

- (1) 交付決定があった年度内に資格等を取得すること。
- (2) 資格等取得後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写しと、受講にかかる領収書（申請者本人が支払ったものに限る）の写しを添え提出すること。
- (3) 受講の開始前に就職し、又は就職が内定した場合は、早急に連絡すること。

年 月 日

四日市市求職者資格取得助成金中止届

四日市市長

申請者

住所 〒.....

ふりがな

名前

電話番号 (.....)

年 月 日付け 第 号— をもって交付決定を受けた助成
については、中止したいので、下記のとおり届けます。

記

1 中止する資格・免許名

2 中止の内容 (延期、中止、未修了、その他)

3 中止の理由

.....

四日市市求職者資格取得助成金実績報告書

四日市市長

住 所 〒.....

.....

ふりがな

名 前

電話番号 (.....)

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のように報告
します。

記

- 1 取得した資格・免許名
- 2 講座実施機関名
- 3 受講実施期間年 月 日から年 月 日まで

◆添付書類

- ①取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写し
- ②講座費用に係る「領収書」の写し（申請者本人が支払ったものに限る）

四日市市求職者資格取得助成金請求書

四日市市長

住 所 〒.....

.....

.....

ふりがな

名 前

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のように請求します。

記

1 請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号一
に基づく求職者資格取得助成金

2 送 金 先

| | | |
|-----------------|-------------------|----------------|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 農 協 | 支店 支店 支店 |
| (カタカナ) 口座の名義 | | |
| 口座の種類 | 当 座 | 普通預金 |
| 口座番号 | | |

注) 申請者本人名義の口座に限る。